

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課(06-6615-6678)
処分課（担当）名	建設局総務部管理課・道路部調整課・工営所
処分の名称	道路占用権利義務承継
概 要	道路占用権は、大阪市道路占用規則により、譲渡することは禁止されており、許可を受けたものに対してだけその禁止を解除しています。許可を受ける事のできるものは、基準が定められており、道路管理者より許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市道路占用規則第28条（昭和60年4月18日 規則第73号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	③道路占用権の譲渡は、次に掲げる要件をすべて満たした場合に許可します。 (1) 占用権の譲渡は、原則として次の場合に許可します。 ① 占用物件の所有権移転のあること。 ② 所有権移転により、目的・用途を変更しないこと。 ③ 物件の増設・改築等の変更を伴わないこと。 ④ その他道路管理上支障とならないこと。 (2) 電波障害対策施設にかかる占用権の譲渡については、前号の要件に加え、原則として次に掲げる原因により電波障害対策施設の所有権及び維持管理義務が移転することが必要です。 ① 原因建物が区分所有建物である場合の、施主から管理組合への移転 ② 原因建物から被害者団体への移転 ③ 被害者団体から原因建物所有者への移転 ④ 原因建物の売買等により、新たに原因建物を取得した者への移転 ⑤ 新たな建物の建築が既設の電障施設の障害の原因となる場合の、新たに建築される建物の所有者、施主または管理組合への移転 (3) 占用権の譲渡の許可を受けようとする占有者は、所定の様式による道路占用権利義務承継許可申請書に、譲渡しようとする相手方と連署し市長に提出しなければなりません。 (4) 前号に定める許可申請書には、次の書類を添付しなければなりません。 ① 理由書：譲渡の理由及び譲渡後の利用計画等を内容とし双方連署したもの（電波障害対策施設については利用計画および署名は省略できる） ② 占用物件の所有または譲渡の原因を明らかにする書類 ・ 占用建物の売買契約書または登記簿謄本の写し（高架下・建物敷地での建物所有にかかる占用権の譲渡の場合） ・ 管理組合への電障施設および維持管理義務の移転を定めた管理協定等（電障施設について、施主から管理組合への移転の場合） ・ 電波障害の原因となる建物の売買契約書または登記簿謄本の写し（電波障害の原因となる建物の売買等による電障施設の占用権譲渡の場合） ③ 印鑑証明書（高架下・建物敷地での建物所有にかかる占用権譲渡の場合） ④ 誓約書 ⑤ その他事情に応じて必要と認められる書類
標準処理期間	2 週間
経由日数	なし
提出先	建設局総務部管理課、道路部調整課又は工営所
提出時期	随時
提出方法	道路占用許可申請書、添付書類及び手数料を許可を受ける物件の窓口（物件、申請の種類により異なります。詳しくはホームページをご覧ください。）へ提出してください。
手数料	1,100円
相談窓口	建設局総務部管理課、道路部調整課又は工営所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000370606.html
備 考	